



申9号「2025年度夏季手当に関する申し入れ」

会社回答を受け、妥結せず持ち帰る！

「夏季手当基準額」

基準内賃金の **2.55ヶ月**

「エルダー社員」

基本給及び、扶養手当のそれぞれの月額を **2.1倍した額**

「契約社員 A」

基本給及び都市手当、扶養手当のそれぞれの月額を **2.0倍した額**

「契約社員 B 及び臨時雇用員」

雇用期間及び稼働実績に基づき、個別に定めた額

「利益率4.7%」とコロナ禍前 2018 年度に匹敵する

経営状況でありながらも、職場の感覚とはかけ離れた回答が示される！

持ち帰り、職場と家族の声を集約します。

回復と成長を見せきれたのか？